

## 地方分権改革推進本部設置要綱

### 1 設置の目的

地方分権改革推進法の成立（平成 18 年 12 月 8 日）及び新地方分権構想検討委員会の最終報告の提言（平成 18 年 11 月 30 日）を踏まえ、第二期地方分権改革における具体的方策の検討を進め、国に対して積極的に提案していくこと等により、第二期地方分権改革を推進することを目的として、地方自治確立対策協議会（以下「自治確」という。）の中に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 2 組織

- (1) 本部は、自治確の構成団体で組織する。
- (2) 本部に本部長を置き、全国知事会長を充てる。

### 3 業務

本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 下記の事項に関する、地方公共団体の意見のとりまとめ、調査・研究・啓発、地方公共団体への情報提供及び政府への提案等。
  - 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲
  - 地方税財源の充実強化
  - 地方共有税構想の実現
  - 国庫補助負担金の廃止（一般財源化）
  - 国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小
  - 国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理
  - 地方分権改革への地方の参画
  - その他
- (2) 地方六団体間の連絡調整
- (3) その他第二期地方分権改革の推進に関する事項

### 4 経費

本部の運営に要する費用は、自治確が負担する。

### 5 事務局

- (1) 本部に事務局を置き、事務局長は全国知事会事務総長を充てる。
- (2) その他事務局に関することは、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 19 年 1 月 16 日から施行する。